

# 瑞穂市地域防災計画 概要版

---

平成29年度 改正のポイント

瑞穂市防災会議

(平成30年3月)



## 地域防災計画の目的

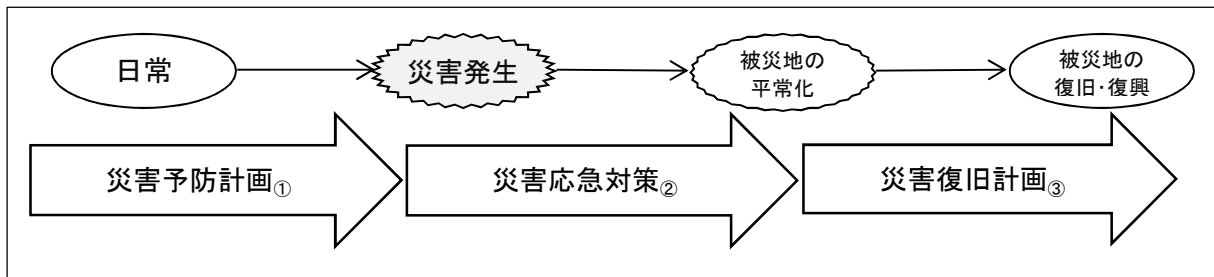
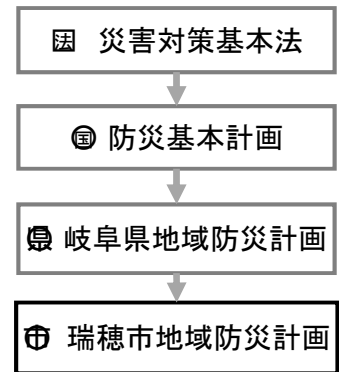
この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき市防災会議が作成する計画です。

瑞穂市の災害予防計画<sup>①</sup>、災害応急対策<sup>②</sup>、災害復旧計画<sup>③</sup>について、市民、企業、団体、市及び関係機関が行う事柄をあらかじめ定め、災害発生時に協力して防災活動を行うことにより災害の拡大防止と被害の軽減を図ることを目的とし、原則的に毎年、見直しをしています。

災害予防計画<sup>①</sup>とは、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所・企業等が日頃から行うべき措置です。

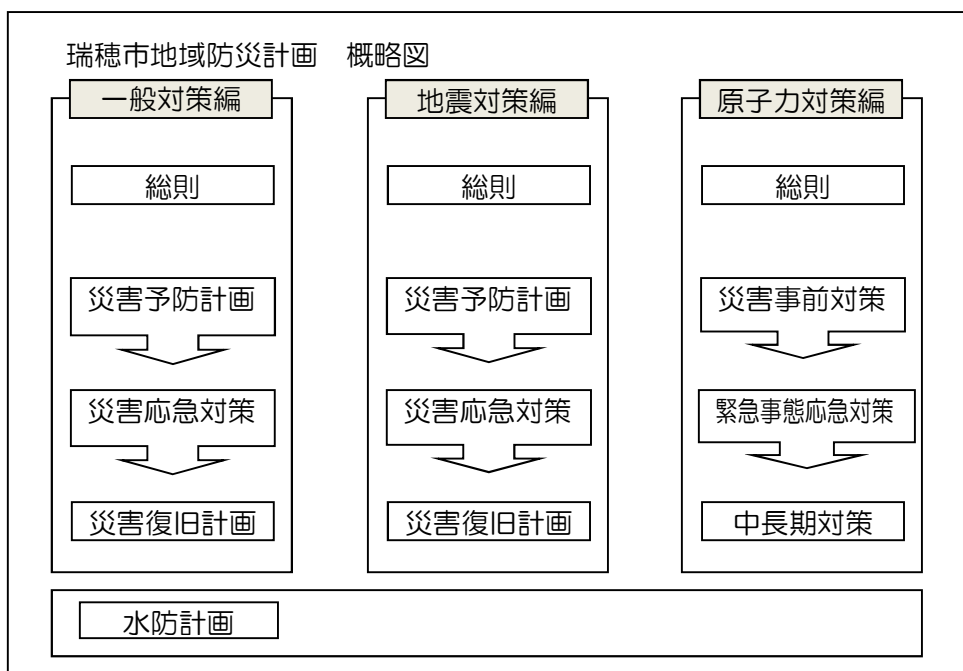
災害応急対策<sup>②</sup>とは、災害の発生後において、市及び防災関係機関等が行う対策です。

災害復旧計画<sup>③</sup>とは、被災した施設の復旧に加え、被害の再発防止並びに市民の生活の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、市及び防災関係機関等が講ずべき措置です。



## ■計画の構成

本計画書は、各災害の特徴を踏まて、それぞれの災害毎に事前の予防計画→発災→災害応急対策→災害復興へと、時間を追って対策を記載しています。



今回の改正では、次の事柄を背景としてこれまでの計画書の修正を行いました。

視 点	例
① 災害対策基本法、防災基本計画や岐阜県地域防災計画、水防法改正の修正内容を反映させたもの（熊本地震や風水害からの教訓によるもの）	被災者の生活環境の改善 車中泊避難者への対応 ボランティア対策 地域の防災力の向上 適切な避難行動を促す情報伝達 ボランティアとの連携・協働 水害リスク情報の周知 要配慮者施設の避難確保 など
② 経年対応のため改訂	市組織変更に伴うもの 気象庁による気象警報・注意報等基準の変更 資料編の各種データの更新 語句の変更 など

### ■主な改正のポイント

**一般対策、地震対策** 計画の主な改正点と、その記述と根拠について示します。

#### 1. 顔の見える関係の構築

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>「顔の見える関係」の構築、訓練の実施</p> <p>災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p>	一般 P22	県計画等の修正

#### 2. 水害リスクの開示

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>分かりやすい水害リスクの開示</p> <p>国及び県の浸水想定区域の調査の結果に基づき、市内を流れる各河川の整備状況から破堤により氾濫した場合に想定される浸水状況や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等を参考に「瑞穂市洪水ハザードマップ」を作成するものとする。</p>	一般 P25	県計画等の修正

#### 3. 防災知識の普及

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
「早期の立退き避難が必要な区域」の明示及び普及啓発  河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めること。	一般 P200	県計画等の修正

#### 4. 避難所運営マニュアル

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
住民による主体的な避難所の運営  市、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、 <u>住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u>	一般 P65 P203	県計画等の修正

#### 5. 避難計画の作成

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
複合的な災害が発生することを考慮した避難誘導に係る計画の作成  市は、 <u>避難勧告等の発令区域・タイミング、災害による避難のための立退きの指示、勧告及び誘導並びに避難所の開設、収容保護に関する計画は本項によるものとする。避難に関しては、水害と地震、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u>	一般 P195	県計画等の修正 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う修正

#### 6. 車中泊避難者の想定

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
車中泊避難者を想定した対策  指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討する。	一般 P65 P206	県計画等の修正 熊本地震の教訓から

## 7. 避難に関する広報

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>災害種別一般記号を用いた標識の設置</p> <p>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p>	一般 P202	災害対策基本法の改正から

## 8. ボランティア対策

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>各種ボランティア団体等と、情報を共有する場を設置</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、<u>情報を共有する場を設置する</u>などし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	一般 P113	県計画等の修正

## 9. 災害広報

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠												
<p>複合的な情報伝達手段の活用</p> <p>防災行政無線、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>、広報車、電話等あらゆる伝達手段を通じて迅速に広報するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。</p> <p>また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機関</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報道機関</td> <td>口頭、文書、電話、<u>FAX</u></td> </tr> <tr> <td>各防災関係機関</td> <td>電話、広報車、連絡員の派遣、市及び県防災行政無線、<u>FAX</u></td> </tr> <tr> <td>一般住民、被災者</td> <td>広報車、市防災行政無線、広報紙、データ放送、市ホームページ、インターネット、FMわっち（78.5MHz）、メール（<u>エリアメール、みずほ防災メール</u>）</td> </tr> <tr> <td>庁内各課</td> <td>庁内放送、庁内電話、口頭、<u>職員メール</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>掲示板、チラシ（新聞折込み）等</td> </tr> </tbody> </table>	対象機関	方法	報道機関	口頭、文書、電話、 <u>FAX</u>	各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、市及び県防災行政無線、 <u>FAX</u>	一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、広報紙、データ放送、市ホームページ、インターネット、FMわっち（78.5MHz）、メール（ <u>エリアメール、みずほ防災メール</u> ）	庁内各課	庁内放送、庁内電話、口頭、 <u>職員メール</u>	その他	掲示板、チラシ（新聞折込み）等	一般 P175	県計画等の修正
対象機関	方法													
報道機関	口頭、文書、電話、 <u>FAX</u>													
各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、市及び県防災行政無線、 <u>FAX</u>													
一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、広報紙、データ放送、市ホームページ、インターネット、FMわっち（78.5MHz）、メール（ <u>エリアメール、みずほ防災メール</u> ）													
庁内各課	庁内放送、庁内電話、口頭、 <u>職員メール</u>													
その他	掲示板、チラシ（新聞折込み）等													

## 10. 避難所の運営・管理

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>外部支援者等の協力</p> <p>避難所における情報の伝達、飲料水、食料品等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村への協力依頼、県支部総務班に連絡及び応援要請するものとする。</u></p>	<p>一般 P203</p>	<p>県計画等の修正</p>

## 11. 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>災害廃棄物処理計画への取り組むべき具体的事項の記載、広域的な連携体制や民間連携の促進、大規模災害時における国の代行処理</p> <p>災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p>	<p>一般 P268</p>	<p>県計画等の修正</p>

## 12. 最大規模の洪水への対策強化

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表・通知</p> <p>想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。</p>	<p>一般 P201</p>	<p>県計画等の修正</p>

## 原子力災害対策

### ■岐阜県による地域防災計画策定支援成果の反映

市は、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に抵触することがないように緊密に連携を図るため、岐阜県の作成した原子力災害対策の計画ひな形（「外部被ばく実行線量が 20mSv となる可能性が示された市町村の場合」平成 28 年 4 月版）を基に、市の原子力災害対策編を全面的に改訂しました。

## 瑞穂市水防計画

水防関係法令等の改正や岐阜県水防計画の修正等を踏まえ、水防計画を変更しました。

### ■知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報 P13

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

### ■洪水時における避難基準 P23

発令情報	発令時に求める行動
①避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者と支援者は立退き避難する。 ・その他の人は、立退き避難の準備を整え、情報等に注意を払い、場合によっては自発的に避難を開始する。
②避難勧告	・指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難をする。
③避難指示（緊急）	・未だ避難していない人は、指定緊急避難場所へ緊急に避難する。

### ■要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 P31

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、市へ報告しなければならない。また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難確保計画に基づく訓練を実施しなければならない。その他に自衛水防組織を設置するよう努め、設置した場合は、市へ報告するよう努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。



## ■水防協力団体の指定 P31

水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

水防協力団体の業務運用に当たっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

## ■その他

- 市の非常配備及び動員計画の修正 P8
- 洪水予報の種類と基準の記載内容の修正 P12
- 平成30年度からの組織改革に伴う組織名称の変更
- 本文内や資料編の数値データ等の更新
- その他、字句、資料の経年対応

平成 29 年度 瑞穂市地域防災計画  
概要版  
平成 30 年 3 月  
瑞穂市